

# 山梨県公報

号外第二十一号

平成二十八年

三月三十一日

木 曜 日

## 目 次

- 規 則
- ― 県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則……………
  - ― 山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………
  - ― 山梨県財務規則の一部を改正する規則……………

## 規 則

### 山梨県規則第二十四号

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「、防災危機管理監」を削り、「技監、参事、政策参事」を「リニア推進監、技監、エネルギー政策推進監、参事、副参事」に改め、「、政策補佐」、「企画監」及び「、主任守衛」を削り、同表出先機関に置かれる職の欄中「義肢装具士長、主任義肢装具士、義肢装具士」を「言語聴覚士長、主任言語聴覚士、言語聴覚士」に改め、「、技能員」及び「、業務員」を削る。

第二条第一項中「義肢装具士長、主任義肢装具士、義肢装具士」を「言語聴覚士長、主任言語聴覚士、言語聴覚士」に改め、「、主任守衛」、「、技能員」及び「、業務員」を削る。

### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

### 山梨県規則第二十五号

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め

る。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則(昭和五十一年山梨県規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第四の一(二)の表トリクロロエチレンの項及び二(三)の表トリクロロエチレンの項中「〇・三ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に指定工場(山梨県生活環境の保全に関する条例(昭和五十年山梨県条例第十二号)第二条第四項に規定する指定工場をいう。)を設置している者の当該指定工場及び特定施設(同条第五項に規定する特定施設をいう。)を設置している者の当該特定施設を設置する工場又は事業場に係る汚水(同条第十項に規定する汚水をいう。)のトリクロロエチレンについての規制基準(同条第二十一条に規定する規制基準をいう。)は、この規則の施行の日から六月間は、この規則による改正後の第八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行前にした行為及び前項においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 山梨県規則第二十六号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「に規定する知事政策局長、組織規則第十二条の三第一項に規定するリニア交通局長、組織規則第十一条の四第一項に規定するエネルギー局長及び組織規則」を「、第十二条の三第一項及び第十二条の四第一項に規定する局長並びに組織規則」に改め、同条第五号中「総合理工学研究機構」を「富士山世界遺産センターにあつては副所長、総合理工学研究機構」に改める。

第三条第二項の表一の項中「百万円」を「二百五十万円」に改め、同条第四項中「中北地域県民センター所長、峡南地域県民センター所長、総合県税事務所長、中北保健福祉事務所長、産業技術短期大学校事務局長、中北建設事務所長及び富士・東部建設事務所長」を「かい長」に改める。

第三条の二第一項の表中「管財課長」を「財産管理課長」に、「管財課総括課長補佐」を「財産管理課総括課長補佐」に改める。

第二十二條第一項中「管財課長」を「財産管理課長」に改め、同項の表一の項中「工事のための測量、試験及び設計の委託のうち公共事業」を「公共事業」に、「二百五十万円」を「五百万円」に改め、同条第四項中「第九号」を「第十二号」に改め、第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号を加える。

八 需用費

九 役務費

十 使用料及び賃借料

第二十七條中「知事政策局長」を「総合政策部長」に改める。

第二十九條中「管財課」を「財産管理課」に改める。

第三十條第三項の表一の項中「管財課長、管財課総括課長補佐」を「財産管理課長、財産管理課総括課長補佐」に改め、「地域県民センター次長」の下に、「県民生活センター次長」を加え、「県民生活センター次長」を削る。

第四十七條に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、部長は、同項の規定により協議した事務と同一の事務を翌年度以降においても引き続き同一人に委託しようとするときは、委託しようとする年度ごとに、契約書の写しその他必要な書類を添えて会計管理者に報告することをもち、同項の協議に代えることができる。

第六十三條中「管財課長」を「財産管理課長」に改める。

第六十八條第二項中「三万円」を「五万円」に改める。

第九十八條第四項中「指定金融機関又は指定代理金融機関」を「指定金融機関等」に改め、同条第五項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改める。

第二百五條第二項中「れい入金」を「戻入金」に改め、「保証金を除く」を削る。

第二百六條第二項中「指定金融機関又は指定代理金融機関」を「指定金融機関等」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は前項」を加え、同条第五項中「払込まなければ」を「払い込まなければ」に改める。

第二百三十三條第二項中「（入札保証金（電子入札により普通財産の売払いを行う場合の入札保証金を除く。）及び公売保証金を除く。）及び「雑部金日計表を付けて」を削り、同条第三項中「領収書を」の下に「払込者に」を加え、「雑部金日計表を付けて」

を削り、同条第四項中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「、又は会計管理者等若しくは現金収納員から現金払込書により現金の払込みを受けたとき」を、「を納入」の下に「又は払込者」を加え、「雑部金日計表を付けて」を削る。

第二百七十条第一項中「管財課長」を「財産管理課長」に改める。

別表第一中「地域県民センター」の下に、「県民生活センター、富士山世界遺産センター」を加え、「県民生活センター」を削る。

別表第二中「管財課長」を「財産管理課長」に改め、同表支出の特例の部資金前渡の款中「講習会等の資料代、切手その他の別に定めるものの購入費、災害配備、警戒警備活動等における補食に要する経費及び宅配便の送料」を「別に定めるもの」に改める。

別表第三の項から15の項までを次のように改める。

11 需用費		印刷製本費	燃料品費	購入契約	支出負担	支出負担	契約書（	一本庁で一括
修繕料	契約を締結しようとするとき。	契約を締結しようとするとき。	支出負担行為の伺いの決裁	支出負担行為の伺いの額	同	同	案）請書（案）	契約を行うものの支出負担行為の伺いを行う時期については括弧書により、支出負担行為に必要書類については契約書の写しとする。
燃料品費	（支出しようとするとき。	（支出しようとするとき。	支出負担行為の伺いの決裁	支出負担行為の伺いの額	同	同	案）請書（案）	一本庁で一括契約を行うものの支出負担行為の伺いを行う時期については括弧書により、支出負担行為に必要書類については契約書の写しとする。
賄材料費	（支出しようとするとき。	（支出しようとするとき。	支出負担行為の伺いの決裁	支出負担行為の伺いの額	同	同	案）請書（案）	一本庁で一括契約を行うものの支出負担行為の伺いを行う時期については括弧書により、支出負担行為に必要書類については契約書の写しとする。
飼料費	（支出しようとするとき。	（支出しようとするとき。	支出負担行為の伺いの決裁	支出負担行為の伺いの額	同	同	案）請書（案）	一本庁で一括契約を行うものの支出負担行為の伺いを行う時期については括弧書により、支出負担行為に必要書類については契約書の写しとする。
医薬材料費	（支出しようとするとき。	（支出しようとするとき。	支出負担行為の伺いの決裁	支出負担行為の伺いの額	同	同	案）請書（案）	一本庁で一括契約を行うものの支出負担行為の伺いを行う時期については括弧書により、支出負担行為に必要書類については契約書の写しとする。

12 役務費		食糧費		光熱水費			
電話料	郵便料	通信費					
同	支出しよ うとする とき。	支出しよ うとする とき。	契約を締 結しよ うとす るとき。	支出しよ うとする とき。	支出しよ うとする とき。	支出しよ うとする とき。	き。
同	（支出決 定のとき	支出負担 行為の同 いの決裁 のあつた とき。	同	支出負担 行為の同 いの決裁 のあつた とき。	支出負担 行為の同 いの決裁 のあつた とき。	支出負担 行為の同 いの決裁 のあつた とき。	のあつた とき。 （物品修 繕要求書 の決裁の あつたと き。）
同	（支出し ようとす る額）	支出負担 行為の同 いの額 （支出し ようとす る額）	同	支出負担 行為の同 いの額	支出負担 行為の同 いの額	支出負担 行為の同 いの額	（物品修 繕要求書 の額）
第二十二條第四 項の規定により 支出負担行為の 伺いを要しない ものの支出負担 行為として整理 する時期及び支 出負担行為の範 囲については、 括弧書による。		第二十二條第四 項の規定により 支出負担行為の 伺いを要しない ものの支出負担 行為として整理 する時期及び支 出負担行為の範 囲については、 括弧書による。		第三十二條 第五項の規定 により支出負 担行為の伺い を要しないも の支出負担 行為として整 理する時期及 び支出負担行 為の範囲につ いては、括弧 書による。		行為の範囲に ついては支出 しようとする 額とする。 三 第二十二條 第五項の規定 により支出負 担行為の伺い を要しないも の支出負担 行為として整 理する時期及 び支出負担行 為の範囲につ いては、括弧 書による。	
14 使用 料及び 賃借料		13 委託 料		火災保険 料 自動車損 害保険料		保管料 広告料 手数料 筆耕ほん 訳料	
同	支出負担 行為の同 いの決裁 のあつた とき。 （支出決 定のとき	支出負担 行為の同 いの額 （支出し ようとす る額）	契約を締 結しよ うとす るとき。 （支出し ようとす るとき。	支出しよ うとする とき。	同	同	契約を締 結しよ うとす るとき。 （支出し ようとす るとき。
同	（支出決 定のとき	支出負担 行為の同 いの額 （支出し ようとす る額）	同	同	同	同	のあつた とき。
同	（支出し ようとす る額）	支出負担 行為の同 いの額 （支出し ようとす る額）	契約書（ 案） 請書（案 ）	同	同	同	契約書（ 案） 請書（案 ）
一 長期継続契 約に係るもの 及び本庁で一 括契約を行う ものの支出負 担行為の伺い		本庁で一括して 行う単価契約に 係る支出負担行 為の伺いを行う 時期については 括弧書により、 支出負担行為に 必要な書類につ いては契約書の 写しとする。					

15 工事 請負費		契約を締結しようとするとき。	支出負担行為の伺いの決裁のあつたとき。	支出負担行為の伺いの額	契約書（案） 請書（案） 設計書 仕様書		<p>（定）のとき</p> <p>を行う時期については括弧書により、支出負担行為に必要な書類については契約書の写しとする。</p> <p>二 第二十二条第四項の規定により支出負担行為の伺いを要しないものの支出負担行為として整理する時期及び支出負担行為の範囲については、括弧書による。</p>
--------------	--	----------------	---------------------	-------------	-------------------------------	--	---

別表第三十九の項摘要の欄を次のように改める。

- 一 交付決定を要しないものの支出負担行為の伺いを行う時期及び支出負担行為に必要な書類については、括弧書による。
- 二 第二十二条第四項の規定により支出負担行為の伺いを要しないものの支出負担行為として整理する時期及び支出負担行為の範囲については、括弧書による。

23 償還 金、利 子及び 割引料		同	支出負担行為の伺いの決裁のあつたとき。	支出負担行為の伺いの額			<p>（定）のとき</p> <p>（支出決する額）</p> <p>第二十二条第四項の規定により支出負担行為の伺いを要しないものの支出負担行為として整理する時期及び支出負担行為の範囲については、括弧書による。</p>
24 投資 及び出 資金		投資又は出資をしようとするとき。	支出負担行為の伺いの決裁のあつたとき。	支出負担行為の伺いの額			

別表第三十三の項及び24の項を次のように改める。

第二十八号様式を次のように改める。

第28号様式（第4条関係）

(現金払込書)

山梨県

現金払込済書(現金払込済通知書)・領収書



山梨県

現金払込書



山梨県

領収済通知書



年度	会計	所属
調定番号	内訳番号	科目名
金額		
円		

年度	会計	所属
調定番号	内訳番号	科目名
金額		
円		

年度	会計	所属
調定番号	内訳番号	科目
款	項	目
節	細節	
金額		
円		
債務者コード		
補助データ		

収納年月日 年 月 日 ~ 年 月 日

現金領収書番号 No. ~ No.

枚数 枚

ただし、

上記のとおり払い込みます。

年 月 日

山梨県会計管理者 (出納員) (税務出納員) (現金出納員)

領収日付印

上記のとおり通知します。

山梨県 指定(指定代理) 金融機関 (収納代理)

山梨県会計管理者 殿 (出納員) (税務出納員)

領収日付印

納

0123456789

上記については、この字様に  
従って記入してください。

上記のとおり払い込みました。

年 月 日

山梨県会計管理者 (出納員) (税務出納員) (現金出納員)

収入通知書 殿

領収日付印

上記の金額を領収しました。

上記のとおり払い込みます。

年 月 日

山梨県会計管理者 (出納員) (税務出納員) (現金出納員)

領収日付印

上記のとおり通知します。

山梨県 指定(指定代理) 金融機関 (収納代理)

山梨県会計管理者 殿 (出納員) (税務出納員)

領収日付印

納

寸法 15.2cm × 30.3cm

第四十三号様式中「 支店命令番号・内訳番号」を「 支店命令番号・内訳番号」に、「 支払通知年月日」を「 支払年月日」に、「 印欄は記入しない」を「 この印鑑届に  
より届け出た印鑑と同一の印鑑を支払案内書の領収書欄に押印する」に改める。  
第四十四号様式別記第一から別記第三までを削る。

**附 則**

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。